

第107号
令和6年9月

福利

おきなわ



国際通り

Contents

【予算決算】	令和5年度 決算の概要	2
【掛 金】	標準報酬月額の時決定について	4
【年 金】	知っておきたい障害厚生年金制度について	5
【給 付】	公務中や通勤中にケガをしたときは?	6
【資 格】	健康保険証は1人につき1枚です!	7
【資 格】	マイナ保険証の利用について	8
【貸付事業】	団信制度中途加入募集のお知らせ	8

【給 付】	産前産後休業、出産及び育児休業、復職に係る提出書類一覧表について	9
【保健事業】	40歳以上74歳までの組合員・ご家族様健診を受けましょう	10
【保健事業】	特定保健指導とは	10
【保健事業】	育児支援セミナーのご案内	11
【保健事業】	人間ドック・脳ドック・婦人科検診の受診期間について	11
【保健事業】	公立学校共済組合 × RIZAP コラボコラム	12



令和5年度の公立学校共済組合沖縄支部の決算が、6月21日に開催された支部運営審議会において承認されました。その概要をお知らせします。

○組合員数

令和5年度末の組合員数は、22,745人で、前年度に比べて140人の増加となりました。

被扶養者数は、18,226人で、前年度に比べて28人の減少となりました。

組 合 員				(人)
一般	短期	任意継続	計	被扶養者
15,495	7,012	238	22,745	18,226

○短期経理

組合員とその被扶養者が病気や負傷したとき、災害にあったとき、出産、休業したときなどに給付を行う経理です。

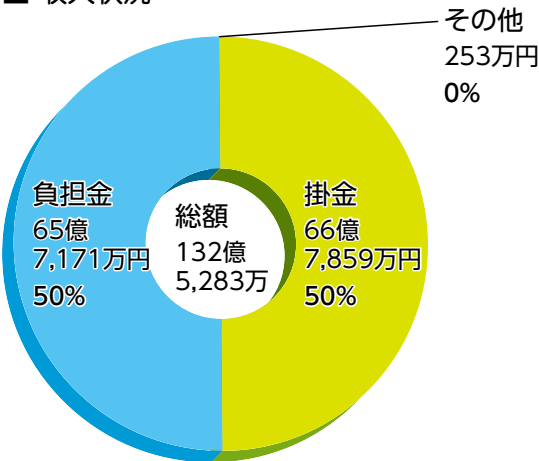
給付するための費用は、組合員からの掛金と、地方公共団体からの負担金等により賄われています。

■ 給付状況

		決算額 (万円)	件数
法定給付	保 健 給 付	574,976	522,731
	休 業 給 付	133,982	7,592
	災 害 給 付	111	2
	計	709,069	530,325
附加給付	保 健 給 付	7,749	2,486
	休 業 給 付	1,085	47
	災 害 給 付	0	0
	計	8,834	2,533
一部負担金払戻金		9,717	3,539
合 計		727,620	536,397

※給付財源以外は、公立学校共済組合本部へ送金され、後期高齢者支援金等の拠出金に充当されます。

■ 収入状況



○長期経理(厚生年金保険経理・経過的長期経理・退職等年金経理)

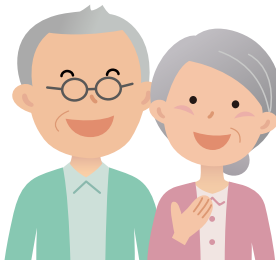
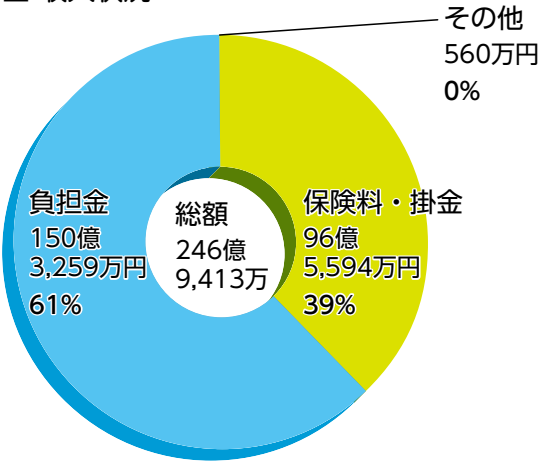
組合員が退職したときや死亡したときなどに給付される厚生年金、年金払い退職給付等、公的年金に関する経理です。

長期経理については、厚生年金保険・経過的長期・退職等年金の3つの経理があります。

支部では組合員からの掛金(保険金)と、地方公共団体からの負担金の収納を行っております。

支部での収入額は全額、公立学校共済組合本部へ送金され、公的年金の財源となります。

■ 収入状況



決算の概要

○保健経理

組合員とその被扶養者の健康の保持と、元気回復を図るため、特定健診等事業をはじめ、人間ドック等の健康管理事業、セミナー等の一般事業に関する経理です。

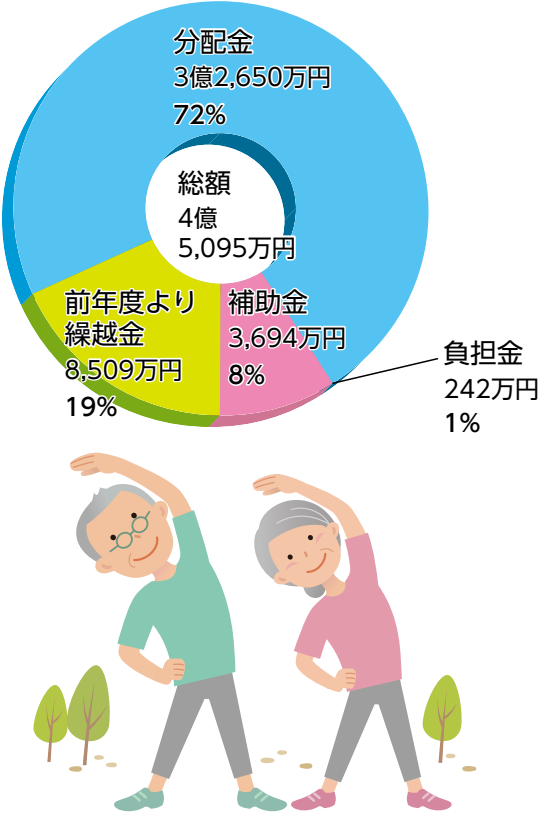
財源は、公立学校共済組合本部からの分配金と、地方公共団体からの特定健診負担金、事業主や関係団体からの補助金で賄われております。

■ 執行状況

		決算額 (万円)	人数 (人)
特定健診等事業	特定健康診査	20,670	11,754
	特定保健指導	1,325	—
	その他	1,435	—
	計	23,430	11,754
健康管理事業	健診事業	4,327	4,205
	健康づくり事業	1,349	16,549
	その他	125	—
	計	5,801	20,754
一般事業	教養・文化関係	170	496
	へき地関係	332	471
	その他	8	—
	計	510	967
	その他の事業費用	5,138	—
	合計	34,879	33,475

※収支差額については、翌年度の繰越金となります。

■ 収入状況



○貸付経理

組合員が住宅の取得や車の購入、結婚等のために臨時に資金を必要とする場合に貸付を行う経理です。

■ 貸付状況

	貸付金額 (万円)	件数
一般貸付	9,220	67
住宅貸付	5,840	7
住宅災害貸付	0	0
教育貸付	9,650	41
災害貸付	0	0
医療貸付	120	1
結婚貸付	300	2
葬祭貸付	0	0
高額医療貸付	0	0
出産貸付	0	0
合計	25,130	118

■ 貸付累計残高

	累計残高 (万円)	件数
一般貸付	28,615	360
住宅貸付	116,428	365
住宅災害貸付	0	0
教育貸付	17,849	106
災害貸付	22	1
医療貸付	659	11
結婚貸付	573	7
葬祭貸付	516	6
高額医療貸付	0	0
出産貸付	0	0
合計	164,662	856

標準報酬月額の時決定について

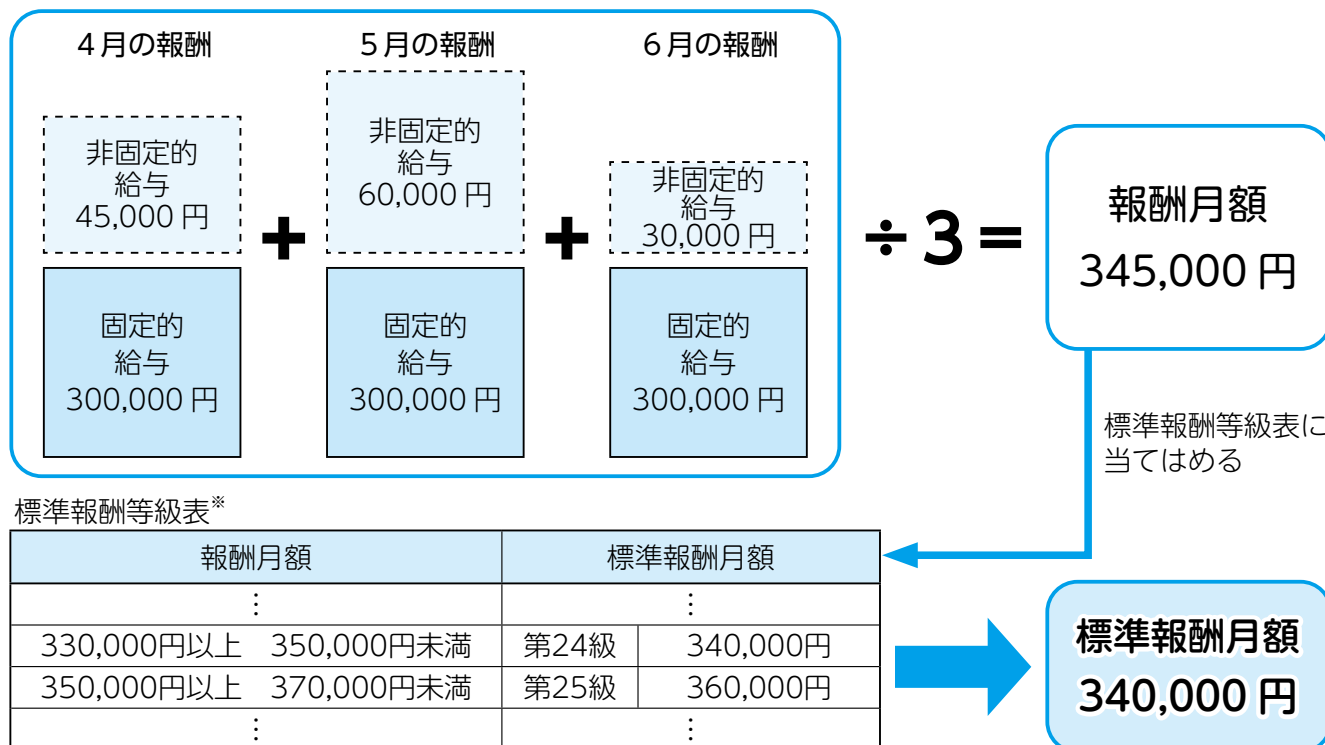
組合員の方が実際に受ける報酬と既に決定されている「標準報酬月額」との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日に組合員である方を対象として標準報酬月額を決定します。この決定のことを「時決定」といい、決定した標準報酬は、その年の9月から翌年8月までの標準報酬となります。

※6月1日から7月1日までの間に組合員資格を取得した方、7月から9月までのいずれかの月に標準報酬の改定(随時改定等)が行われた方は時決定の対象外となります。



時決定の算定方法

4月から6月までの3ヶ月間の報酬(基本給、諸手当等)の平均額を等級表に当てはめ算定します。



標準報酬等級表*

報酬月額		標準報酬月額	
⋮		⋮	
330,000円以上	350,000円未満	第24級	340,000円
350,000円以上	370,000円未満	第25級	360,000円
⋮		⋮	

前年の時決定以降に改定がない場合は、以下のようになります。

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
前年度9月の時決定の標準報酬月額																							
							●	●	●			新たに時決定された標準報酬月額											

4～6月の報酬の平均により9月から適用される標準報酬月額を決定

★時決定の保険者算定★

4月、5月、6月は、例年その時期が忙しくて残業が多く、時決定を行うことで標準報酬月額が上がる場合、下記の要件にすべて該当し、本人の同意書と所属所の申立書を提出することにより、過去1年間の平均額で報酬を決定することができます。

～要件～

- ①「4月から6月までの3か月間の平均により算定した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの1年間の報酬の平均により算定した標準報酬月額」に2等級以上の差がある。
- ②当該差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる。

※標準報酬等級表は、沖縄支部ホームページでご覧いただけます。

トップページ→沖縄支部について→福利厚生事務の手引き→共済組合の概要

知っておきたい障害厚生年金

障害厚生年金は、病気やケガにより一定の障害状態になったときに請求できる年金です。

支給要件

障害厚生年金を受給するには以下の3つの要件をすべて満たしている必要があります。

1「初診日」において組合員であること

「初診日」：その傷病について初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

2「障害認定日」に「障害等級」の1級から3級に該当する障害状態にあること

「障害認定日」：原則(※)として、初診日から1年6月を経過した日をいいます。

※特例症例に該当する場合は1年6月経過前でもそれぞれ定められた日が障害認定日になります。

「障害等級」：年金制度で定める等級で障害者手帳の等級とは異なります。

3「保険料の納付要件」を満たしていること

下記の①または②の要件を満たすことが必要です。

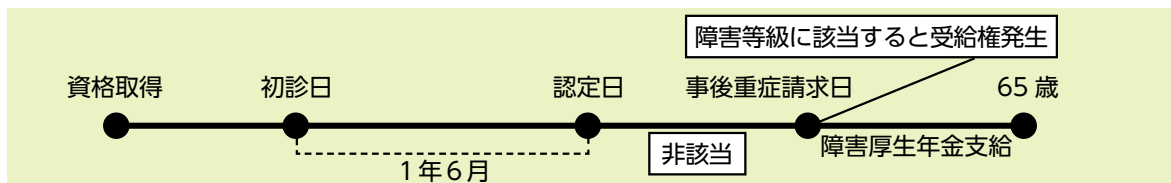
①初診日のある月の前々月までに、保険料が納付または免除されている期間が3分の2以上あること。

②初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。



事後重症による請求

障害認定日時点では障害等級の1級から3級に該当していなくても、その後65歳に達する日の前日までに障害等級に該当する状態になった場合、当該期間内に請求することにより、障害厚生年金が支給されます。ただし、老齢基礎年金の受給権が発生(65歳到達あるいは繰上げ受給)している場合は、請求できません。



請求手続き

主治医へ相談後、
1 沖縄支部へ
お問い合わせ

傷病名と初診日をご確認のうえ、沖縄支部年金担当にご連絡ください。担当者が状況を確認し、必要書類を送付します。

2 障害厚生年金
請求書等の提出

医師に診断書等を作成してもらい、必要書類とともに提出してください。

3 障害程度の審査

申請書類に基づき、公立学校共済組合本部にて審査を行い、認定結果が支部に通知されます。障害等級1～3級に該当した場合は、追加書類を案内しますので、沖縄支部に提出してください。

障害程度の認定には2～3か月かかります。

4 障害厚生年金
の決定

年金が決定されると本部より年金証書等を送付します。

年金決定までに2～3か月かかります。



公務中(業務中)または通勤中にケガをしたときは？

公務中(業務中)や通勤途中で発生した病気や負傷のうち、公務災害の認定をうけたものについては地方公務員災害補償基金の給付対象に、労働災害の認定をうけたものについては労災保険制度の給付対象となるため、組合員証を使用して医療機関で治療を受けることができません。

公務中(業務中)や通勤途中で発生した病気や負傷の治療を受ける際は



- 公務中(業務中)や通勤途中で発生した負傷等であることを必ず医療機関に伝えてください！
- 公務災害(労働災害)認定申請を行ってください！

なお、災害認定申請については、各所属所または所属機関の担当者へお尋ねください。

交通事故などにあつた場合は共済組合へご連絡を！

組合員や被扶養者が交通事故にあつた場合や、他人からケガをさせられた場合など、第三者の加害行為により負傷したときの医療費については、本来、その負傷させた相手(加害者)が負担すべきこととなっています。

しかし、治療のためにかかった医療費を直ちに加害者に負担させることが困難な場合には、組合員証又は被扶養者証を使用して治療を受けることもできますが、使用前に必ず共済組合へ連絡が必要となります。

【提出書類】

- ・負傷(傷病)の原因報告書
 - ・事故発生状況報告書
 - ・損害賠償申告書
 - ・交通事故証明書
- など



組合員証又は被扶養者証を使用する場合は、公立学校共済組合が一時的に医療費(7割～8割分)を立て替えて医療機関に支払い、後日、共済組合から加害者に請求することになります。上記の書類は共済組合から加害者に請求する際に必要な書類になります。



次のことに気をつけましょう

- 警察に必ず届け出てください！
- 医師の診断を必ず受けてください！
- 安易な示談はしないでください！



健康保険証は1人につき1枚です！

健康保険証は、1人につき1枚のみ交付されるものです。

複数枚お持ちの場合は、必ず不要な健康保険証の返納手続きをしてください。

【複数枚持っていることが考えられる例】

- ・就職した方が、家族の扶養に入っていた時の健康保険証を返納していない。
- ・転職した方が、前の職場で交付された健康保険証を返納していない。
- ・婚姻等により名字に変更があった方が、旧姓の健康保険証を返納していない。

健康保険証の返納について

不要な健康保険証の返納手続きは、健康保険証を交付している「健康保険者」によって異なりますので、そちらに確認してください。

健康保険者が公立学校共済組合沖縄支部の場合のお手続きは、以下の内容をご確認ください。

なお、現在の職場を通して被保険者(本人)として健康保険証を交付された方は、その健康保険証が最も優先されますので、それ以外の健康保険証を返納してください。

公立学校共済組合沖縄支部への組合員証(健康保険証)等返納について

当支部から組合員証等が交付されている方は、以下の事由が発生した際に組合員証等を当支部へ返納する必要があります。所属している学校等を通して返納する必要がありますので、学校等の共済事務担当者に連絡してください。

【対象となる組合員証等】

- 組合員証 ○組合員被扶養者証 ○船員組合員証 ○船員組合員被扶養者証
- 高齢受給者証 ○限度額適用認定証 ○限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証 ○任意継続組合員証 ○任意継続組合員被扶養者証

【事由】

記載事項変更	組合員証等に記載されている情報に変更があったとき 【例】・婚姻により配偶者側の氏に変更になった。 (記載事項変更申告書と併せて旧姓の組合員証等を返納。)
資格喪失	組合員資格または被扶養者資格を喪失したとき 【例】・組合員が退職した。被扶養者が被扶養者要件を欠くことになった。 (組合員異動報告書又は被扶養者申告書等と併せて組合員証等を返納。) ・後期高齢者医療制度(※)の被保険者等に該当することになった。 (申告書等の提出は不要。組合員証等の返納のみ。) ※ 75歳以上になった方または65歳以上75歳未満で障害認定を受けた方が加入する都道府県後期高齢者医療広域連合の医療制度
有効期限切れ	有効期限が記載されている証の有効期限に到達したとき 【例】・限度額適用認定証に記載されている有効期限に到達した。 (申告書等の提出は不要。限度額適用認定証の返納のみ。)

※返納が必要な組合員証を紛失した場合は「紛失届」を提出してください。

マイナ保険証の利用について

現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止されます。(既に交付されている保険証は、経過措置として最長1年間は使用可能です。)

事前にご自身でマイナンバーカードを健康保険証として登録することにより、マイナンバーカードで医療機関等への受診ができます。なお、就職・転職等で保険者(健康保険組合)が変更になった場合は、新しい健康保険組合への組合員資格取得手続きや被扶養者認定手続きが完了しないとマイナ保険証利用はできません。



詳しくは、公立学校共済組合HPの“マイナンバーカードコーナー”をご確認ください



マイナ保険証を利用できない医療機関等に対応するために「資格情報のお知らせ」を令和6年9月以降、本部より所属所あてに送付予定です。

住宅関連の貸付け、教育貸付けを返済中の皆さまへ

募集期間
令和6年10月～11月

団信制度の中途加入募集を行います

年に1度のチャンスです!!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。

「**だんしん**」と「**債務返済支援保険**」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

万一のために

対象貸付けの借受人のうち、すでに**約8割の方が加入**されています。(令和5年度末時点)

だんしん

とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、返済中に**万一死亡したり、所定の障害状態**となったりした場合に、**貸付金残高(債務)相当額が保険金として支払われる**制度です。

債務返済支援保険

とは

借受人の方が、返済中に病気やケガで**長期間就業障害**となった場合、毎月の**返済金相当額(平均返済月額)**が**保険金として3年を限度に支払われる**制度です。

気になる保険料充当金は



(例)

だんしん

貸付金残高
500万円の場合 → 9,600円/年
(800円/月)

- *返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年減します。
- *保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更する場合があります。

債務返済

平均返済月額
1万円の場合 → 1,164円/年
(97円/月)

- *保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更する場合があります。

お申込
方法は

募集期間中に加入を希望される場合は、「**団信制度適用申込書**」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先: 公立学校共済組合沖縄支部 TEL: 098-866-2720

●「債務返済支援保険」は、「だんしん」と同時に申し込む必要があります。

●制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

■トップページ→組合員専用ページログイン→(貸付事業 団信制度のご案内→「団信制度適用申込の手引」(パンフレット))はこちら

組合員専用ページの
ログイン画面



産前産後休業、出産及び育児休業、復職に係る提出書類一覧表

組合員が産前産後休業・育児休業に係る掛金等免除、出産費・同附加金（被扶養者が出産する場合の家族出産費・同附加金を含む。）や育児休業手当金の給付、3歳未満養育特例、育児休業等終了時改定等を受ける場合、また、出生児を共済組合の被扶養者とする場合は、必要な書類を添えて所属機関の長又は所属所（学校等）経由で提出してください。

提出時期	名称等	提出書類
出産前	産前産後休業掛金等免除	☐ 産前産後休業掛金等免除申出書 ☐ 産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類（休暇簿の写し等） ☐ 出産予定日が確認できる書類（妊娠証明書の写し等） ☐ （多胎妊娠の場合）出産予定人数が確認できる書類（診断書の写し等）
出産後	被扶養者認定申告 （出生児を被扶養者とする方のみ）	☐ 被扶養者申告書、 ☐ 住民票抄本又は謄本（いずれもコピー不可）、 ☐ 個人番号報告書 【扶養手当が支給される場合】 ☐ 扶養手当の支給が確認できる書類 【扶養手当が支給されない場合】 ☐ 扶養事実申立書、 ☐ 戸籍謄本、 ☐ 扶養に関する協議書 ☐ 所得証明書（組合員及びその他の扶養義務者）、 ☐ その他必要書類 ※所属所には事実発生年月日（出生日）から30日以内に提出してください。
	産前産後休業掛金等免除	☐ 産前産後休業掛金等免除変更申出書 ※出産予定日と出産日が同じ場合は、省略可能 ☐ 産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類（休暇簿の写し等） ※出産後、産前産後休業の期間を変更したもの ※出産予定日と出産日が同じ場合は省略可能 ☐ 出産日が確認できる書類（出産証明書の写し等） ※産前産後休業の終了日まで提出してください。
	出産費・同附加金 （家族出産費・同附加金）	☐ 出産費・同附加金請求書または家族出産費・同附加金請求書 ☐ 分娩費用明細書など医療機関等の代理受取額が明記され、産科医療補償制度加入の場合、その証明印等が確認できる書類（写し可） ☐ （直接支払制度を活用する方のみ）直接支払制度合意文書（写し可） ☐ （被扶養者が認定日後6月以内に出生する場合で、認定日前まで1年以上健康保険組合等の被保険者または組合員だった方のみ）当該健康保険組合等が発行した出産育児一時金等の受給権放棄等が確認できる書類（※ただし、直接支払制度を活用する方は添付不要）
	3歳未満養育特例 （※申出は任意）	※3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例の適用を受けることができる制度です。 ※3歳未満の子を養育する旨の申出書については、表の「復職後」の欄をご確認ください。
育児休業開始時	育児休業等掛金等免除	☐ 育児休業等掛金等免除申出書 ☐ 辞令等の写し 【育児休業の期間延長または短縮の変更がある場合】 ☐ 育児休業等掛金等免除変更申出書 ☐ 辞令等の写し（延長または復職に係るもの） ※育児休業が開始する月の末日までに提出してください。
（期間延長または短縮の変更がある場合は、その都度）	育児休業手当金	☐ 育児休業手当金請求書 ☐ 辞令等の写し（変更請求の場合は、当初の辞令と変更後の辞令の両方を添付） 【給付期間の延長を受ける場合】 ☐ 市町村が発行した保育所の入所不承諾通知書など総務省令で定める要件に該当していることが確認できる書類 【給付期間を短縮する場合】 ☐ 復職に係る辞令の写し等、そのことが確認できる書類 【パパ・ママ育休プラスを受ける場合】 ☐ 配偶者の辞令等の写し、 ☐ 住民票謄本
育児休業手当金請求書提出後～請求期間終了月	育児休業手当金	☐ 育児休業手当金に係る休業実績等証明書 ※ 所属所長（または所属機関長）は請求期間の開始する月から請求期間の終了する月まで月単位で作成し、毎月翌月の5日までに提出してください。
復職後	3歳未満養育特例 （※申出は任意）	※3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例の適用を受けることができる制度です。 ☐ 3歳未満の子を養育する旨の申出書 ☐ 戸籍謄本又は戸籍抄本（コピー不可）（生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができるもの） ☐ 住民票（コピー不可）（申出者と子が同居していることを確認できるもの） ☐ 3歳未満の子を養育しない旨の申出書 ※対象者は必ず提出してください。 対象者： 養育特例の適用中に申出をした子以外の子を養育することとなった者や掛金の特例（免除）を受ける産前産後休業・育児休業等を開始した者等
	育児休業等終了時改定 （※申出は任意）	※ 育児休業等を終了した後、報酬が低下した場合など、復職後に受け取る報酬の月額と標準報酬の月額に一等級以上の差があるときに申出により標準報酬を改定できる制度です。 （復職時調整等により報酬が上がった場合でも、申出があれば標準報酬が改定されます。） ※ 産前産後休業終了後、育児休業等を取得せずに復職する組合員は「 ☐ 産前産後休業終了時改定申出書」となります。 ☐ 育児休業等終了時改定申出書
	育児休業手当金の延長給付終了に伴う事後確認	※ 育児休業の延長給付が終了した組合員へ延長給付全期間に係る保育所入所に関する証明書の提出を依頼します。 ☐ 市町村が発行した保育所入所に関する証明

40歳以上74歳までの組合員・ご家族さま

健診を受けましょう!!

40 歳以上の組合員・ご家族のみなさま、今年度健診は受けましたか??

公立学校共済組合ではメタボリックシンドロームを中心とした「生活習慣病」のリスクがないかを調べる「特定健康診査」と「特定保健指導」を実施しています。

組合員の方は、職場の健康診断または人間ドックを受診することで特定健康診査を受けたものとみなされ、該当する被扶養者の方及び任意継続組合員の方には特定健康診査受診券を 6 月下旬に送付しています。

特定健診に係る受診料（7,000 円相当額）は無料です！

特定健診の対象外となる方：妊婦、海外在住者、長期入院等



受けないとどうなる??

受診率等が低いと、共済組合が国へ支払う「後期高齢者支援金」の納付額がペナルティとして加算され、組合員のみなさまの給与（賞与）から徴収している掛金に影響がでる可能性があります。

ご自身の健康のために、また医療費の抑制のためにもぜひ受診しましょう!!

特定保健指導とは??

特定健康診査の健診結果により、生活習慣病（心臓病・脳卒中・動脈硬化性疾患・糖尿病）のリスクが出てきた方を対象に、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の実践できるよう支援していきます。

動機付け支援

原則 1 回の面接

専門家と一緒に実行しやすい生活習慣の改善計画をたてます。

3 か月後経過後に、保健師等が健康状態や生活習慣の確認を行います。

積極的支援

初回面接でメタボ改善の計画をたて、3 か月以上継続したサポートを専門家から受けられます。

最終的には保健師等が健康状態や生活習慣の確認を行います。

★特定保健指導の利用方法★ 該当者へは当支部より保健指導のご案内をいたします。

保健指導を受けるには以下のいずれかの方法があります。**(全て無料で利用可)**

- ① 人間（脳）ドック受診当日に保健指導を利用する。（組合員のみ）
- ② RIZAP（株）の保健指導を受ける。（ICT 面談のみ）
- ③ (株)ベネフィットワン・ヘルスケアの保健指導を受ける。（対面・ICT 面談可）
- ④ 特定保健指導を実施している医療機関で保健指導を受ける。

利用希望者に「利用券」をお送りしますので、ご自身で医療機関に予約ください。

医療機関：公立学校共済組合沖縄支部ホームページに掲載しています。

育児支援セミナーのご案内

令和6年度においても、育児支援セミナーを開催予定です。

募集の詳細については、9月上旬頃に所属所へお知らせいたしますので、ぜひご応募ください。

開 講 日	会 場	対 象 者	募集定員
令和6年10月21日（月） 11：00～15：20	EM ウェルネス 暮らしの発酵ライフスタイルリゾート	産前・産後休業中 育児休業中 組合員	60人

【講 師】栄養講座編 「食で育む子どもの未来」 大城 ゆか（栄養士）
育児講座編 「自己肯定感アップほめ愛講座」 ほり えりみ
（ママの元気サポータークラブ代表）

【共 催】沖縄県教職員互助会、沖縄県教職員共済会

受診期間は12月末日までです！

人間ドック・脳ドック・婦人科検診

1年以上の雇用が見込まれる方は健康診断の受診が法的義務になっています。
職場での定期健診か、人間ドックを忘れずに受診しましょう！



人間ドックを受診される女性組合員の方へ

人間ドックにてオプションで乳がん・子宮がんどちらかでも受診する方は、ドックの受診券で婦人科の補助が5,500円まで出ます。
別途送付している婦人科検診受診券（ピンクの複写式）は使用できませんのでご注意ください。

※お住まいの各市町村でもがん検診を行っております。

詳細については市町村にお問い合わせ頂き、ご活用ください。